

# 臨床研修中に従事要件等がある 地域枠学生の採用状況について

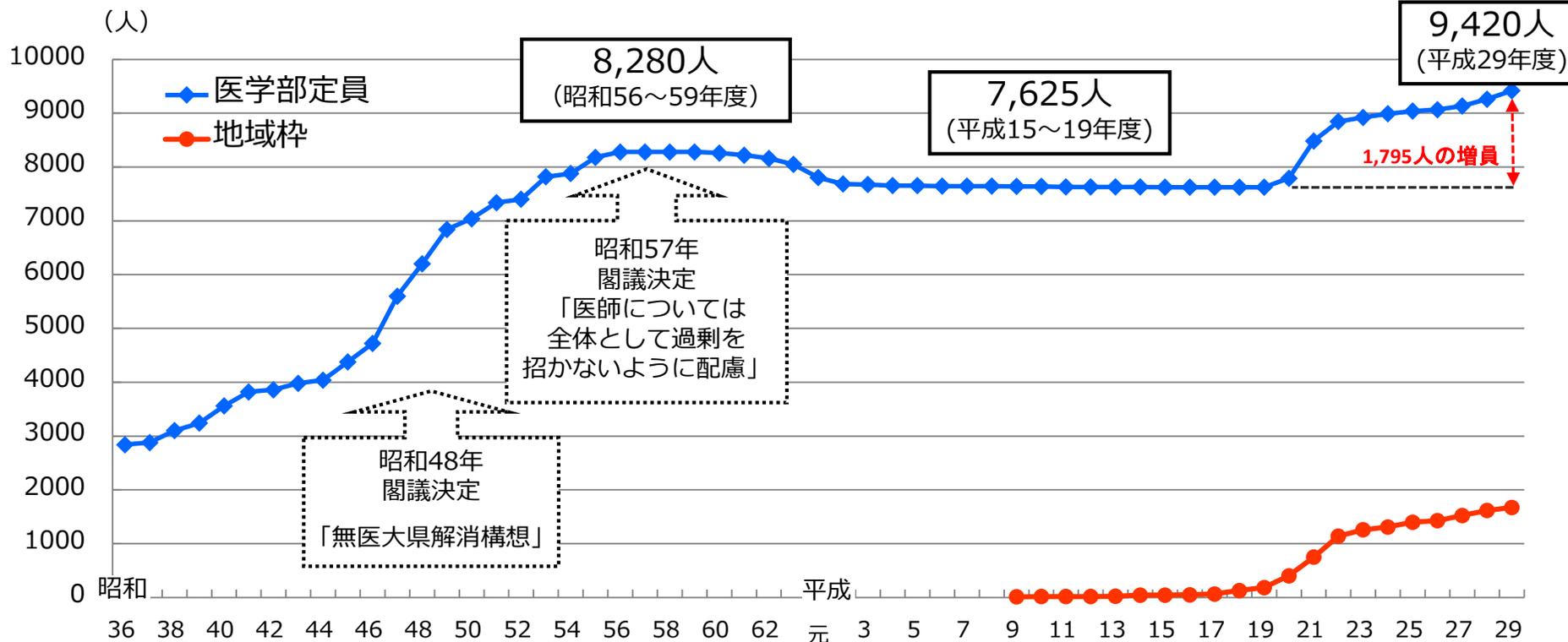
# 医学部入学定員と地域枠の年次推移

○ 平成20年度以降、**医学部の入学定員**を**過去最大規模**まで増員。

○ 医学部定員に占める**地域枠\***の数・割合も、**増加**してきている。

(平成19年度183人 (2.4%) →平成29年1674人 (17.8%) )

地域枠\*：地域医療に従事する医師を養成することを主たる目的とした学生を選抜する枠であり、奨学金の有無を問わない。



	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
医学部定員	7625	7625	7625	7793	8486	8846	8923	8991	9041	9069	9134	9262	9420
地域枠	64	129	183	403	749	1141	1257	1309	1400	1427	1525	1617	1674
地域枠の割合	0.8%	1.7%	2.4%	5.2%	8.8%	12.9%	14.1%	14.6%	15.5%	15.7%	16.7%	17.5%	17.8%

地域枠の人数については、文部科学省医学教育課調べ

# 地域の医師確保を目的とした都道府県地域枠（概要）

## ○【地域枠】（平成22年度より都道府県の地域医療再生計画等に位置付けた医学部定員増）

- 〈1〉 大学医学部が設定する「地域医療等に従事する明確な意思をもった学生を選抜枠」
- 〈2〉 都道府県が設定する奨学金の受給が要件

※入試時に選抜枠を設定せず、入学後に学生を選抜する場合もあり

※学生の出身地にとらわれず、全国から募集する場合もあり

### 奨学金の例

※貸与額及び返還免除要件については、各都道府県がその実情に応じ、独自に設定。

### 1. 貸与額

○月額10～15万円

※入学金等や授業料など別途支給の場合あり

○6年間で概ね1200万円前後

※私立大学医学生等には、別途加算の場合あり

（参考）全学部平均の学生の生活費（授業料含む）は

国公立大学で約140万/年、私立大学で約200万/年

出典（独）日本学生支援機構 学生生活調査（平成20年度）

### 2. 返還免除要件

○医師免許取得後、下記のような条件で医師として貸与期間の概ね1.5倍（9年間）の期間従事した場合、奨学金の返還が免除される。

1. 都道府県内の特定の地域や医療機関

（公的病院、都道府県立病院、市町村立病院、へき地診療所等）

2. 指定された特定の診療科（産婦人科・小児科等の医師不足診療科）

医学教育（6年間）

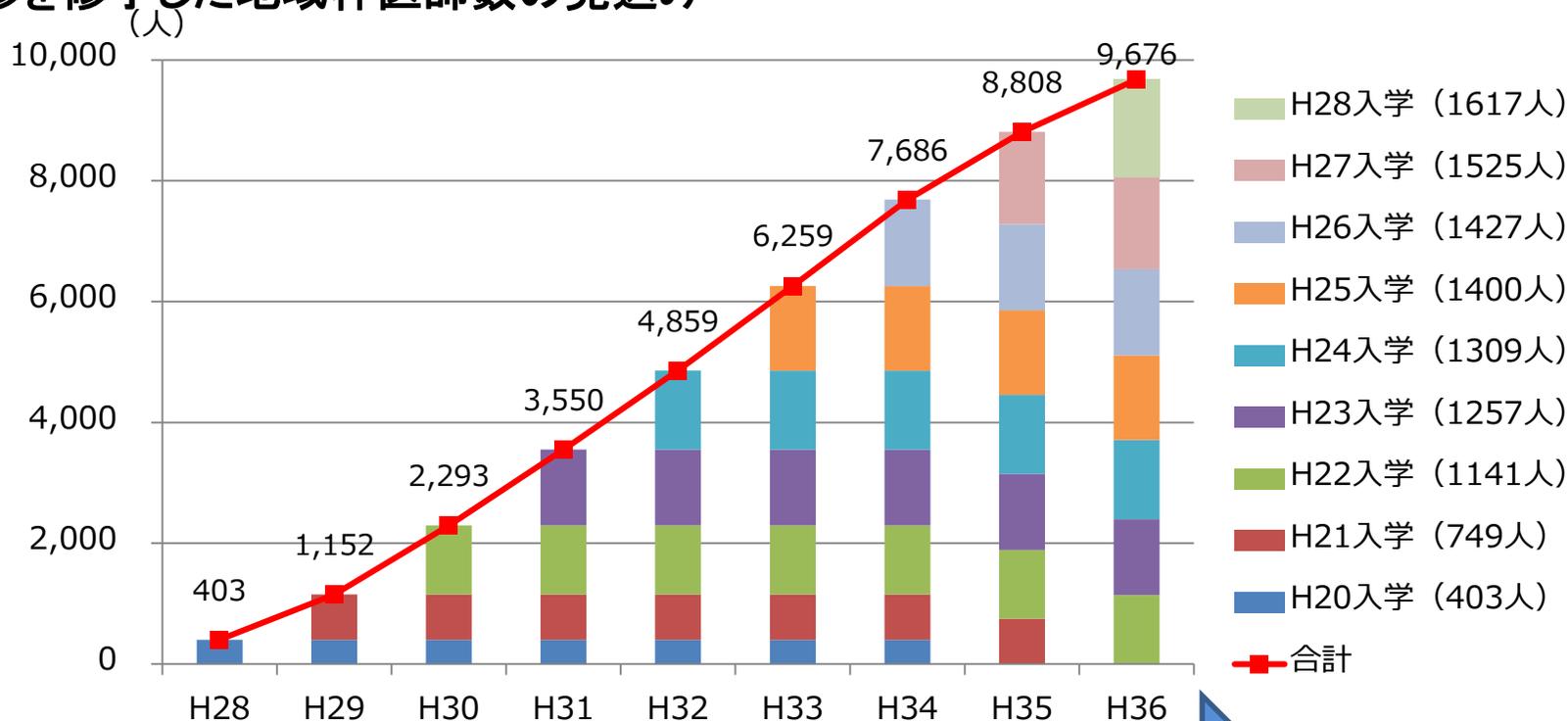
平成28年度以降、新たな医師として地域医療等へ貢献：

- ・平成22年度地域枠入学定員（313名）→平成28年に卒業見込み
- ・平成23年度地域枠入学定員（372名）→平成29年に卒業見込み
- ・平成24年度地域枠入学定員（437名）→平成30年に卒業見込み
- ・平成25年度地域枠入学定員（476名）→平成31年に卒業見込み
- ・平成26年度地域枠入学定員（500名）→平成32年に卒業見込み
- ・平成27年度地域枠入学定員（564名）→平成33年に卒業見込み
- ・平成28年度地域枠入学定員（592名）→平成34年に卒業見込み

## 臨床研修を修了した地域枠医師数の見込み

- 平成20年度以降の医学部の臨時定員増等による地域枠での入学者が順次卒業し、臨床研修を終え、地域医療に従事し始めている。
- 今後、こうした地域枠医師が順次臨床研修を終え、地域医療に従事する医師が増加することに伴い、地域医療支援センターの派遣調整の対象となる医師の増加が見込まれる。

### 臨床研修を修了した地域枠医師数の見込み



今後、地域医療に従事する医師が順次増加

※ 地域枠（地域医療に従事する医師を養成することを主たる目的とした学生を選抜する枠であり、奨学金の有無を問わない。）の人数については、文部科学省医学教育課調べ。

全体の数には様々な条件による地域枠の医師数が含まれているが、ここでは一律に、卒業後9年目まで地域医療に従事する義務があると仮定し、義務年限終了以後は累積人数から除外して、単純に累積医師数を見込んだ。また、留年・中途離脱等は考慮していない。

# 医学部の臨時定員増の根拠規程

## ①新医師確保総合対策による、平成20～29年度までの臨時定員増105人

医師の定員に関する関係大臣合意 確認書

(平成18年8月31日 総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣)

医師不足県(青森・岩手・秋田・山形・福島・新潟・山梨・長野・岐阜・三重)及び自治医科大学において、平成20年度から最大10年間に限り、10名を限度として定員増を容認する。

## ②緊急医師確保対策による、平成20・21～29年度までの臨時定員増212人

「緊急医師確保対策」に関する取組について

(平成19年8月30日 地域医療に関する関係省庁連絡会議(※))

※厚生労働省、総務省、文部科学省の局長級の会議

全都道府県を対象に、最大5名まで(ただし、北海道は15名まで)、平成20・21年度から平成29年度までの臨時定員増を容認する。

## ③平成22～31年度までの臨時定員増676人(平成28年時点)

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校<sup>の設置等に係る認可の基準</sup>

(平成十五年文部科学省告示第四十五号)

平成22年度以降に期間(平成31年度入学者分まで)を付して医学部に係る収容定員増を行おうとする場合、地域枠、研究医枠、歯学部振替枠に限り定員増を認可する。

※「経済財政改革の基本方針2009(平成21年6月23日閣議決定)」「新成長戦略(平成22年6月18日)」における医師養成数増加の方針を元に、文部科学省の告示を改正。

※ なお、文部科学省高等教育局長、厚生労働省医政局長の通知により、地域枠の入学定員増は、各都道府県につき毎年原則10名を上限とされている。

# 地域枠を活用した医師偏在対策（平成24年4月入学生）

## ○【地域枠】とは、

各大学は地域医療等に従事する明確な意思を持った学生を選抜するための枠（地元出身者のための選抜枠、出身地にかかわらず地域医療に従事する意思を有する者を対象とした選抜枠等）を定員の中に設けており、本人の同意を得たうえで入学手続きをしている。

## 地域枠の学生募集要項と資金貸与制度の例

		学生募集要項 ※一部抜粋		医師養成のための資金貸与制度 ※一部抜粋		
区分	例	アドミッションポリシー (学生受入方針)	出願資格及び要件	貸与資格	勤務期間	貸与時、 契約書 取交し の実施
地域枠 入試	A大学	県内の医師不足を打開するため、将来、県内の地域医療を担う人材	修学資金貸与制度規定に定める一定期間、 <u>県内で診療に従事することを確約できる者</u> 等	将来、 <u>県の指定する県内のへき地医療拠点病院又はへき地診療所において医師の業務に従事しようとする者</u>	就学資金貸与を受けた2分の3の期間(通常9年間)	あり
	B大学	将来、 <u>県の地域医療に貢献しようとする志を持った方</u>	<u>県医師修学資金の貸与を受ける者</u> 等	臨床研修病院等の内科、小児科または産科における専門研修(内科における専門研修専門研修にあっては、大学病院におけるものを除く。)を受ける者 等	貸与を受けた期間の1.5倍の期間(初期臨床研修期間を含む。)	あり

○ 地域枠としての入学については、資金貸与による従事義務に加えて、出願資格等に従事要件の確約等が含まれている。

○ 都道府県が設定する資金貸与制度では、その都道府県内の地域医療に勤務する期間等を定め、契約書を取交し貸与を行っている。

# 臨床研修病院が研修医の募集及び採用を行う際の留意事項等について

(平成29年7月31日付医政医発0731第1号厚生労働省医政局医事課長通知)

地域医療への貢献等を目的とした医学部入学定員増等により、いわゆる地域枠の学生等が増加してくるため、基幹型臨床研修病院が研修医の募集及び採用を行う際、その地域医療への従事要件等に配慮することについては、「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成15年6月12日付け医政発第0612004号）において定めているところである。

本年3月23日に開催された医道審議会医師分科会医師臨床研修部会において、地域枠の学生に係る従事要件等への配慮について、より適正を図る観点から、臨床研修制度における地域枠医師への対応が議論（別紙）されたことを受け、医師臨床研修マッチング参加規約が改正されたところであり、臨床研修病院が研修医の募集及び採用を行う際の留意事項等について、下記のとおり取りまとめたので、貴局管内の臨床研修病院に対し周知願いたい。

## 記

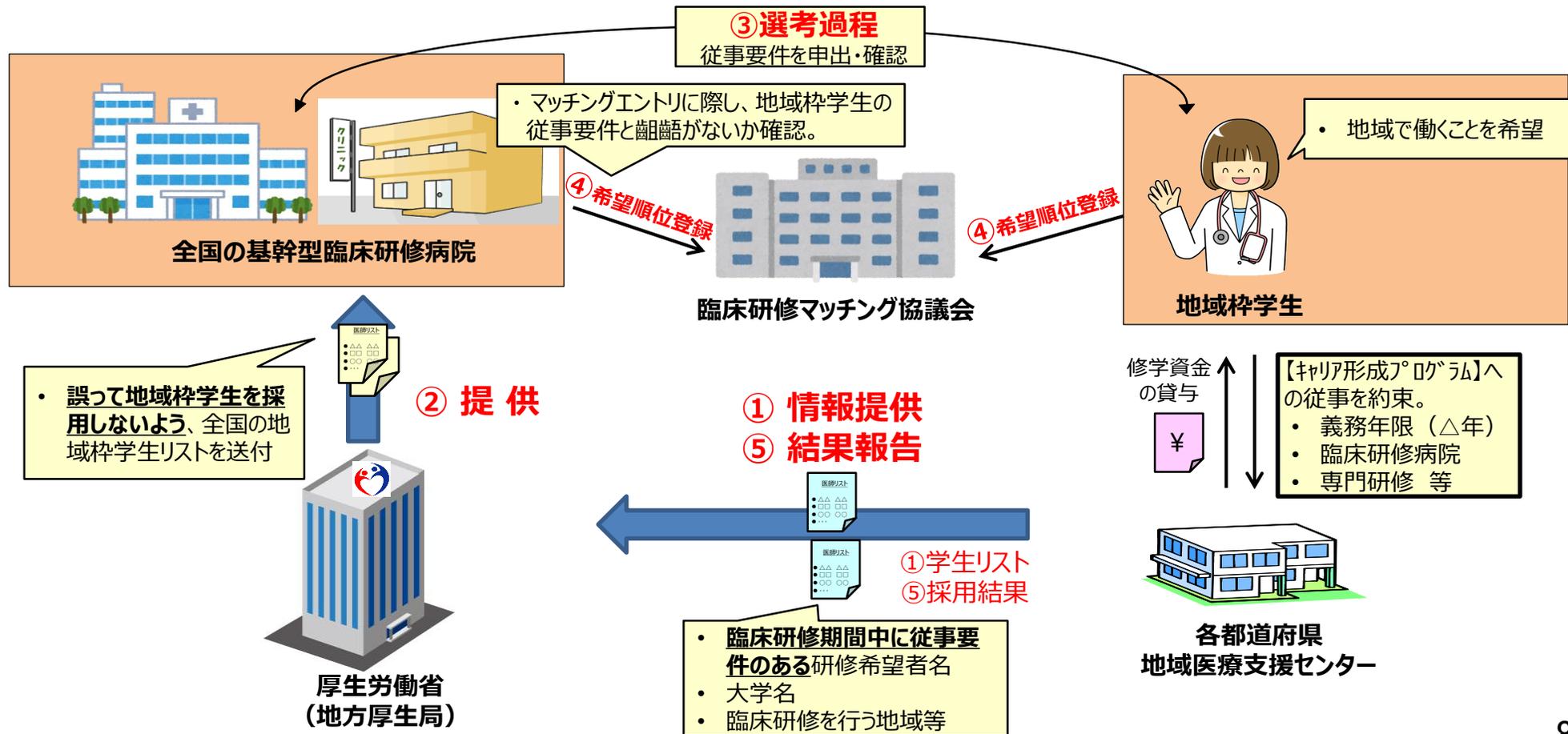
- 1 臨床研修病院は、医師臨床研修マッチングの希望順位登録前に研修希望者の臨床研修期間中の地域医療への従事要件等（以下「従事要件等」という。）を必ず確認すること。
- 2 従事要件等が課されている研修希望者は、選考過程において臨床研修病院にその旨を申し出るものであること。
- 3 臨床研修病院は、研修希望者に従事要件等が課されている場合、当該従事要件等と研修プログラムに齟齬がないことを確認した上で医師臨床研修マッチングの希望順位登録を行うこと。  
なお、当該従事要件等と研修プログラムに齟齬がある場合には、希望順位登録を行わないこと。
- 4 各都道府県は、従事要件等が課されている研修希望者の氏名、大学名及び従事要件等を記載したリストを作成し、厚生労働省を經由して、臨床研修病院に情報提供すること。  
なお、臨床研修病院は、当該リストを研修希望者の従事要件等の確認のためにのみ使用するものとし、当該目的以外に使用し又は第三者に提供してはならない。
- 5 臨床研修病院は、研修希望者の従事要件等に関して、該当する都道府県に照会することができること。  
なお、臨床研修病院は、当該照会により得た情報を研修希望者の従事要件等の確認のためにのみ使用するものとし、当該目的以外に使用し又は第三者に提供してはならない。
- 6 各都道府県は、従事要件等が課されている研修希望者について、採用先医療機関を調べた上で、従事要件等と研修プログラムに齟齬がないことを確認すること。

# 平成29年度 研修医マッチングスケジュール

日時	内容確認及び該当者
平成29年 6月 15日	参加登録開始(参加者、参加病院)
平成29年 8月 3日	参加登録締切(参加者、参加病院)
平成29年 9月 7日	希望順位登録受付開始(参加者、参加病院)
平成29年 9月 21日	希望順位登録の追加、修正 中間公表前の締切(参加者)
平成29年 9月 22日	中間公表(参加者、参加病院)
平成29年 10月 5日	希望順位登録の追加、修正 最終締切(参加者、参加病院)
平成29年 10月19日	オンラインによる組み合わせ決定発表(参加者、参加病院)

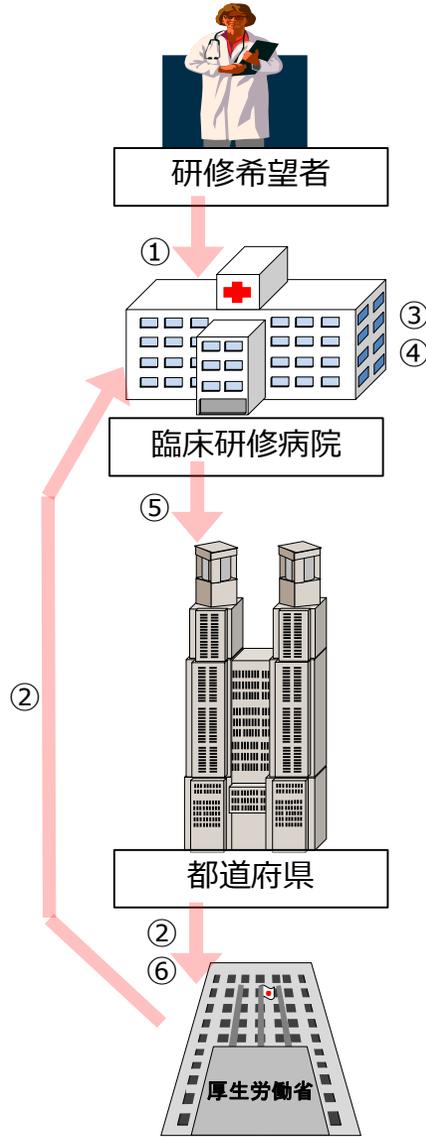
# 臨床研修の選考過程における地域枠学生の従事要件の考慮について

- 地域医療への貢献等を目的とした、いわゆる地域枠の学生等の増加を踏まえ、臨床研修の選考過程において、従事要件への配慮が更に求められている。
- 各都道府県は、従事要件が課されている研修希望者の氏名、大学名及び具体的な従事要件等を記載したリストを作成し、厚生労働省を經由して、臨床研修病院に情報提供する。
- 臨床研修病院は、医師臨床研修マッチングの希望順位登録前に研修希望者の臨床研修期間中の地域医療への従事要件を確認のうえ登録を行う。



# 臨床研修制度における地域枠医師への対応

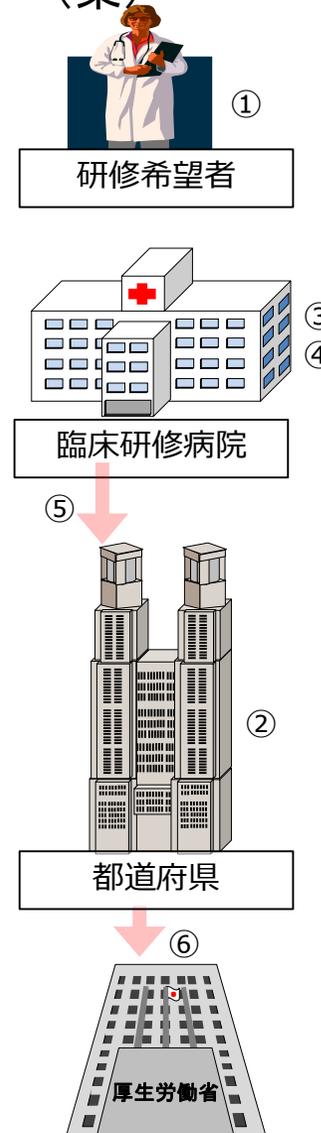
平成29年度～



- ① 従事要件等が課されている研修希望者は、選考過程において臨床研修病院にその旨を申し出る
- ② 各都道府県は、従事要件等が課されている研修希望者の氏名、大学名及び従事要件等を記載したリストを作成し、厚生労働省を経由して、臨床研修病院に情報提供
- ③ 臨床研修病院は、マッチングの希望順位登録前に研修希望者の従事要件等を必ず確認
- ④ 臨床研修病院は、研修希望者に従事要件等が課されている場合、当該従事要件等と研修プログラムに齟齬がないことを確認した上でマッチングの希望順位登録を行う
- ⑤ 臨床研修病院は、研修希望者に従事要件等が課されている場合、該当する都道府県に照会できる
- ⑥ 各都道府県は、従事要件等が課されている研修希望者について、採用先医療機関を調べた上で、従事要件等と研修プログラムに齟齬がないかどうかを確認し、厚生労働省に提出

平成31年度～

(案)



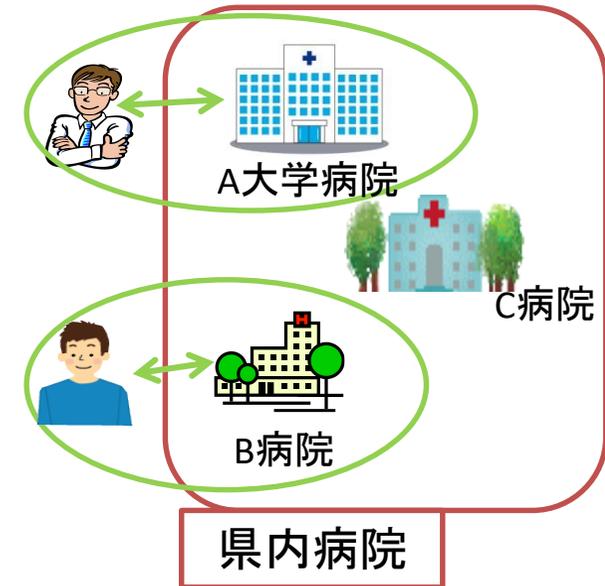
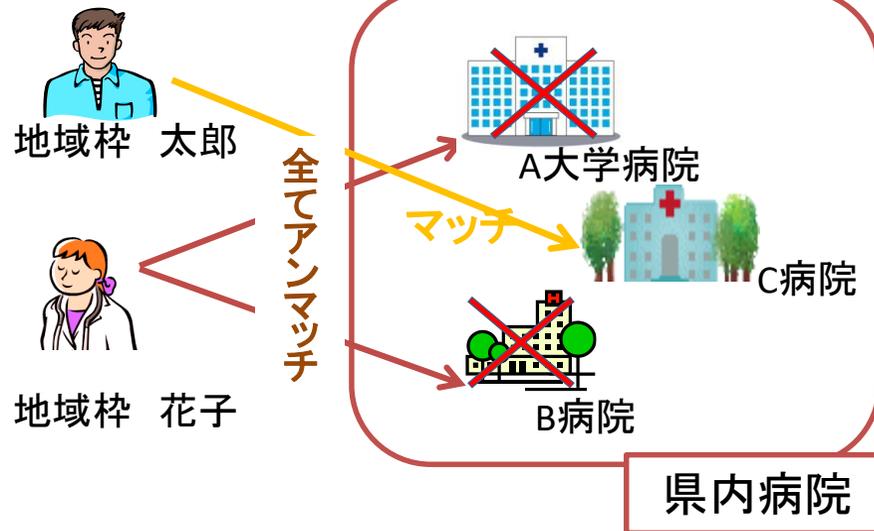
- ① 従事要件等が課されている研修希望者には、大学から地域枠用のマッチング参加登録用ID(6年生用と既卒者用は別)を配付  
当該研修希望者は、参加登録手続きの際、従事要件等を入力
- ② 各都道府県は、ログインIDをマッチング協議会より提供を受け①で入力されたデータの従事要件等を確認し、必要があれば追記・修正を行う
- ③ 臨床研修病院は、マッチングの希望順位登録前に研修希望者の従事要件等をシステム上で必ず確認  
※氏名等で検索が可能
- ④ 臨床研修病院は、研修希望者に従事要件等が課されている場合、当該従事要件等と研修プログラムに齟齬がないことを確認した上でマッチングの希望順位登録を行う
- ⑤ (変更なし)
- ⑥ (変更なし)

誰が地域枠に該当するかは都道府県から大学へ情報提供する

# 地域枠とマッチング

- 現行では、地域枠や地元出身者とそれ以外の者が同時にマッチングを実施するため、**地域枠の医師が、診療義務が課せられた地域での希望病院にマッチできない可能性がある。**
- 現行では**地域枠学生も、マッチングに参加**して臨床研修を行う病院を決定。  
(一般枠学生と同様の扱い)  
※**例外: 自治医科大学と防衛医科大学校**  
・マッチングに参加せず、研修を行う病院を個別に調整して決定

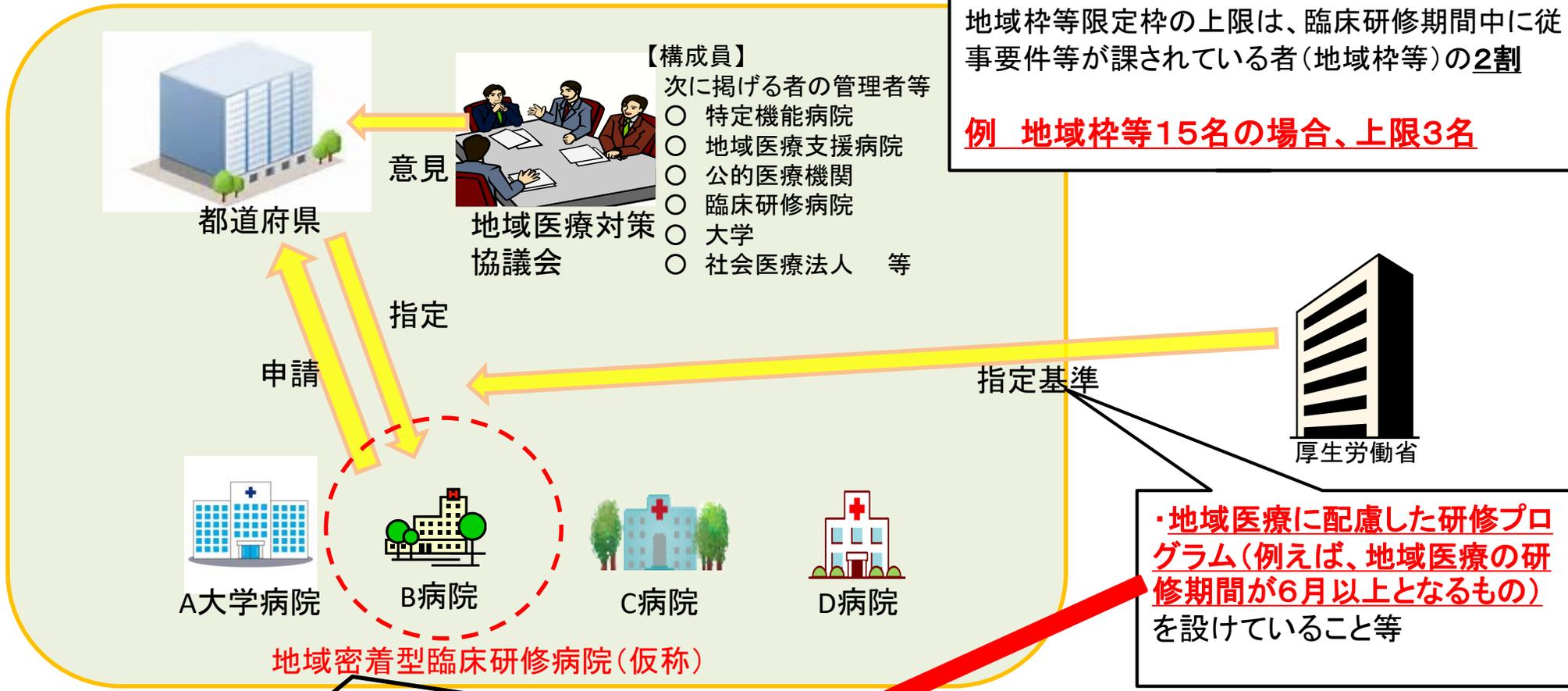
## マッチング(現行)



※自治医科大学、防衛医科大学校が対象  
(マッチング前に病院を決定)

学生	マッチング結果	進路
太郎	指定された研修病院にマッチ	・マッチしたC病院へ
花子	指定された研修病院にアンマッチ	・2次募集等

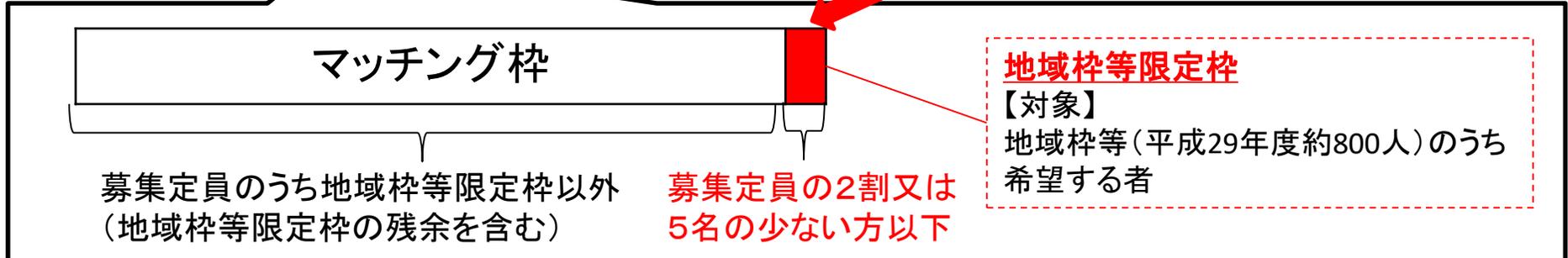
# 地域密着型臨床研修病院（仮称）における地域枠等限定選考（イメージ）



地域枠等限定枠の上限は、臨床研修期間中に従事要件等が課されている者（地域枠等）の**2割**

**例 地域枠等15名の場合、上限3名**

**・地域医療に配慮した研修プログラム（例えば、地域医療の研修期間が6月以上となるもの）を設けていること等**



# 地域枠限定選考に関するスケジュール（イメージ）

- 都道府県が指定する地域密着型病院（仮称）において、**マッチングの前に募集定員の一部に限り、地域枠限定選考を実施**

時 期	都道府県・協議会	地域密着型病院 （仮称）	他の臨床研修病院	研修希望者 （地域枠）	研修希望者 （地域枠以外）
3月		地域密着型病院 （仮称）申請			
4月	地域密着型病院 （仮称）指定				
5月		地域枠限定選考		（希望する場合は） 地域枠限定応募	
6月		参加登録開始（～8月）			
9月		希望順位登録開始（～10月）			
10月		マッチング組み合わせ結果発表			
		仮契約			
～翌年3月		（募集定員に空きがあれば）二次募集 採用	（採用されていない場合は）応募		
翌年4月		臨床研修開始			

# 臨床研修中に地域医療への従事要件等が課されている研修希望者に係る採用結果 (平成30年度開始の臨床研修)

○ 臨床研修中に従事要件があり、地域枠を離脱した者において、9名が従事要件外で研修中となっている。

	地域枠制度利用者 805	
	臨床研修中に従事要件あり 764 (100%)	臨床研修中に従事要件なし 41 (100%)
従事要件に従って研修中	702 (91.9%)	38 (92.7%)
従事要件に従って研修していない	62 (8.1%)	3 (7.3%)
地域枠離脱者	10 (1.3%) 国試不合格者※ (1) 従事要件外で研修中 (9)	2 (4.9%) 地域枠を離脱した上で研修中 (2)
地域枠非離脱者	52 (6.8%) 国試不合格者 (41) 卒試不合格者 (9) 既卒 (病気療養中) (1) 無期停学 (1)	1 (2.4%) 卒試不合格者 (1)

※ 2年連続不合格により、制度から離脱

出典：「臨床研修病院が研修医の募集及び採用を行う際の留意事項などについて」（平成29年7月31日付け医政医発0731第1号）に基づく報告

# 採用にいたる経緯や都道府県からの意見について

<採用にいたる経緯> n=9

病院側の採用理由	本人の離脱理由 (都道府県への申告)	地域枠の離脱時期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人から地域枠離脱について申告があったため(7)</li> <li>・地域枠であることを確認できなかったため(1)</li> <li>・制度の誤認識のため(1)※1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己都合(希望する研修、実家、結婚等)(7)</li> <li>・健康上の問題(2)</li> </ul>	採用決定前に離脱(3)※2 採用決定後に離脱(6)

※1 実際は臨床研修中も従事要件が課せられていたが、猶予されていると認識していた

※2 採用試験時には離脱はしていない

## <都道府県からの意見について>

- 離脱に関しては、県と貸与者とは民法に基づき金銭賃借契約を結んだ関係に過ぎず、償還の意志があれば法的に阻止することはできず、認めざるを得ない。一方、地域枠で入学した事実は変わらず、その道義的責任は問われるべき。
- 県及び大学からの問いかけに対して非常に攻撃的な態度をとり、時には県及び大学の発言を隠れて録音するなど、信頼関係が崩壊している状況が続いた。
- 例年、貸与者が志望する病院に対し、志望者の情報を提供し配慮を求めてきたが、今後はより一層県内臨床研修病院に貸与者の採用について協力を求めていきたい。
- マッチング参加規約が改正され初期臨床研修で県外へ出ることが難しくなったため、在学中または初期臨床研修修了後に離脱する意志を表示している者がおり、何らかの対応を検討いただきたい。
- 推薦入試であったため、出身高校に対して地域枠の主旨を理解して推薦してほしい旨の文書を送付し、出身高校からは、推薦を取り消す処理をしたこと、今後、このようなことがないようにするとの謝罪があった。